

令和八年四月二十七日

聖籠町農業委員会第二十六期

# 第十四回総会議事録

## 聖籠町農業委員会 第26期 第14回総会議事録

聖籠町農業委員会第26期第14回総会は、令和8年4月27日、聖籠町役場において招集された。

### 1 出席委員

1番 宮下吉勝(会長)	2番 八幡裕(会長職務代理)
3番 神田勝(農地部長)	4番 宮野公之(農政部長)
5番 齋藤睦子	6番 岩渕せん
7番 長谷川智之	8番 加藤孝博
9番 新保昭治	10番 齋藤直樹
11番 宇都宮直子	12番 渡邊富子
13番 堀常正	

### 2 欠席委員 なし

### 3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮川 顕 次長 天野 秀一 主事 相馬 宏向

### 4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

## 5 会議の概要

議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第26期第14回総会を開会します。  
最初に出席状況を報告します。ただいまの出席委員は13名、欠席委員はおりません。会議規則第7条の規定に基づき、会議は成立いたしました。  
(開 会 午後2時00分)

議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、2番委員、3番委員を指名いたします。  
なお、説明者には次長、書記には主事を指名します。

議長 日程第2、会期の決定について、令和8年4月27日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。  
なお、番号92から番号93につきましては、再設定でございますので、朗読説明を割愛させていただきます。

番号94、申請地は、大字丸瀧〇〇〇です。

地目はいずれも田であり、面積は4筆合計で14,109㎡です。丸瀧の譲り渡し人から丸瀧の譲り受け人への賃借権の設定です。譲受人の経営面積は9,620㎡です。

番号95、申請地は、大字丸瀧〇〇〇です。

地目はいずれも田であり、面積は2筆合計で11,146㎡です。

丸瀧の譲り渡し人から丸瀧の譲り受け人への賃借権の設定です。譲受人の経営面積は9,620㎡です。

番号96、申請地は、大字丸瀧〇〇〇です。

地目は田と畑があり、面積は、田が5筆で25,586㎡、畑が1筆で1,027㎡、田と畑の合計で26,613㎡です。丸瀧の譲り渡し人から丸瀧の譲り受け人へ賃借権の設定です。譲受人の経営面積は9,620㎡です。

番号97、申請地は、大字次第浜字内良道〇〇〇です。

地目は畑であり、面積は6,474㎡です。亀塚の譲り渡し人から次第浜の譲り受け人への賃借権の設定です。譲受人の経営面積は68,371.87㎡です。

番号98、申請地は、大字次第浜字内良道〇〇〇です。

地目は畑であり、面積は7,786㎡です。亀塚の譲り渡し人から次第浜の譲り受け人への賃借権の設定です。譲受人の経営面積は68,371.87㎡です。

番号99、申請地は、大字二本松字中山〇〇〇です。

地目は畑であり、面積は342㎡です。二本松の譲り渡し人から二本松の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は0.0㎡です。

番号100、申請地は、大字蓮瀉字龍門〇〇〇です。

地目はいずれも田であり、面積は、6筆合計で5,703㎡です。新発田市の譲り渡し人から蓮瀉の譲り受け人へ売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は37,428㎡です。

番号101、申請地は、大字蓮瀉字龍門〇〇〇です。

地目は田であり、面積は130㎡です。新発田市の譲り渡し人から蓮瀉の譲り受け人へ売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は83,803㎡です。

番号102、申請地は、大字蓮瀉字大ノ切〇〇〇です。

地目は畑であり、面積は1,173㎡です。新発田市の譲り渡し人から蓮瀉の譲り受け人へ売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は403,257.95㎡です。

番号103、申請地は、大字蓮瀉字五百間土居下〇〇〇です。

地目はいずれも田であり、面積は12筆合計で14,024㎡です。蓮瀉の譲り渡し人から蓮瀉の譲り受け人へ売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は403,257.95㎡です。

番号104、申請地は、大字桃山字家ノ浦〇〇〇です。

地目は田と畑があり、面積は、田が21筆で17,328㎡、畑が3筆で2,131㎡、田と畑の合計で19,459㎡です。蓮瀉の譲り渡し人から蓮瀉の譲り受け人へ売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は403,257.95㎡です。

番号105、申請地は、大字蓮瀉字龍門〇〇〇です。

地目は田と畑があり、面積は、田が9筆で7,488㎡、畑が2筆で1,061㎡、田と畑の合計で8,549㎡です。蓮瀉の譲り渡し人から蓮瀉の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は85,560.81㎡です。

番号106、申請地は、大字三賀字東高〇〇〇です。

地目はいずれも田であり、面積は8筆合計で8,066㎡です。新発田市の譲り渡し人から三賀の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は159,272.39㎡です。

これらの案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議案第1号 総合計

田 70筆 105,686.00㎡

畑 11筆 20,707.00㎡  
計 81筆 126,393.00㎡  
令和8年4月27日提出  
聖籠町農業委員会 会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 議案第1号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 この件につきまして、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。  
番号4、申請地は、大字蓮野字杉谷内〇〇〇です。  
地目は畑であり、面積は604㎡です。転用目的は、農作業場新築敷地としての利用です。

この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当し、第3種農地(市街地近郊農地)と判断されます。

議案第2号 総合計

畑 1筆 604㎡

計 1筆 604㎡です。

令和8年4月27日提出

聖籠町農業委員会 会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 議案第2号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第2号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号11、申請地は、大字二本松字外畑〇〇〇です。

地目は畑であり、面積は216㎡です。転用目的は、個人住宅建築敷地としての利用です。

この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、第2種農地(市街地近郊農地)と判断されます。

番号12、申請地は、大字山倉字松庵〇〇〇です。

地目は畑であり、面積は72㎡です。転用目的は、個人住宅建築敷地としての利用です。

この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当し、第3種農地(市街地近郊農地)と判断されます。

議案第3号 総合計

畑 2筆 288㎡

計 2筆 288㎡です。

令和8年4月27日提出

聖籠町農業委員会 会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 議案第3号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 議案第3号につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。本件につきまして、11番委員は採決に加わることはできま

せんので、よろしくお願いいたします。

番号12について質疑・意見のある方の発言を求めます。

(意見なしの声)

番号12について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

以上で議事参与に関する案件が終了しました。

ほかの案件について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(意見なしの声)

議案第3号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第6、議案第4号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 議案第4号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてご説明いたします。

このたび、中間管理権の設定につきまして、58件の申し出がありました。

農林公社が農地を借り入れるものが47件、農林公社が借り入れた農地を耕作者へ転貸するものが8件、農林公社が転貸している農地の耕作者を移転するものが3件です。

農用地利用集積等促進計画につきましては、町が計画を作成するにあたり、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされていることから、町から農業委員会に対して意見聴取の依頼を受けているところです。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 議案第4号に関しましては、部会の方では特に意見はありませんでした。以上です。

議長 農政部長より補足説明がありました。

この件につきましては、会議規則第11条議事参与に関する案件を先に審議いたします。本件につきましては、3番委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いいたします。

番号288から318、320から325、329、333から335について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(意見なしの声)

番号288から318、320から325、329、333から335について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。  
以上で議事参与に関する案件が終了しました。  
ほかの案件について、質疑・意見のある方の発言を求めます。

(意見なしの声)

議案第4号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長

以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後2時17分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 年 月 日

聖籠町農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_ (印)

聖籠町農業委員会

署 名 委 員 \_\_\_\_\_ (印)

署 名 委 員 \_\_\_\_\_ (印)